

議案第 5 号

上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 1 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市民ギャラリー管理規則の一部を改正する規則

上尾市民ギャラリー管理規則（昭和 58 年上尾市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市ギャラリー管理規則

第 1 条中「上尾市民ギャラリー条例」を「上尾市ギャラリー条例」に、
「第 10 条」を「第 16 条」に、「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラ
リー」に改める。

第 2 条及び第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「第 3 条」を「第 5 条第 1 項」に、「上尾市民ギャラリー
利用（利用変更）申請書」を「上尾市ギャラリー利用（利用変更）申請書」
に、「教育委員会」を「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」とい
う。）」に改め、同条を第 2 条とする。

第 5 条を第 3 条とする。

第 6 条の見出し中「利用書」を「利用許可書」に改め、同条中「第 3 条」
を「第 5 条第 1 項」に、「上尾市民ギャラリー利用（利用変更）書（第 2 号
様式）を」を「上尾市ギャラリー利用（利用変更）許可書（第 2 号様式）を
当該申請者に」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条を削る。

第 8 条第 1 項中「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同条第 2 項中「上尾市
民ギャラリー使用料減額・免除申請書」を「上尾市ギャラリー使用料減額・
免除申請書」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「使用料」を「条例第 11 条ただし書
の規定により、使用料」に、「上尾市民ギャラリー使用料還付申請書」を
「上尾市ギャラリー使用料還付申請書」に改め、同項を同条とし、同条を第

6条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(造作等の禁止)

第7条 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、利用のためギャラリーの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(利用後の報告)

第8条 利用権利者は、施設の利用が終わったときは、速やかに上尾市ギャラリー利用報告書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用権利者は、施設の利用に当たり、作品の展示に関する案内等のパンフレット（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）を作成している場合にあつては、前項の報告書を提出する際、併せて当該パンフレットの写しを提出しなければならない。

第10条及び第11条を削る。

第12条中「別に」を削り、同条を第9条とする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

上尾市ギャラリー利用(利用変更)申請書

第 号

申請 年 月 日			
(宛先) 上尾市教育委員会			
団 体 名 _____			
事務所所在地 _____			
申 込 者 _____			
住 所 _____			
TEL(_____)			
次のとおり 上尾市民ギャラリー を 利 用 上尾市役所ギャラリー を 利用変更 したいので申請します。			
催物の名称 内容			
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
搬入日	年 月 日()	搬出日	年 月 日()
会 場 責 任 者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
物品販売	有・無	内容	
基本使用料	割増使用料	減額使用料	合計使用料
円	円	円	円
割増理由		減免理由	
許可の変更に伴う 使 用 料	既納使用料	変更後の使用料	納付使用料
	円	円	円
利用の条件			
備 考			
年 月 日 伺い 年 月 日 決裁	専 決		

上尾市ギャラリー利用(利用変更)許可書

第 号

申請 年 月 日			
団 体 名			
事務所所在地			
申 込 者			
住 所			
TEL()			
次のとおり 上尾市民ギャラリー の 利 用 上尾市役所ギャラリー の 利用変更 を許可します。			
上尾市教育委員会 印			
催物の 名称 内容			
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで		
搬入日	年 月 日()	搬出日	年 月 日()
会 場 責 任 者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		
物品販売	可・不可	内容	
基本使用料	割増使用料	減額使用料	合計使用料
円	円	円	円
割増理由	減免理由		
許可の変更に伴う 使 用 料	既納使用料	変更後の使用料	納付使用料
	円	円	円
利用の条件			
備 考			

第3号様式中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に、「上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書」を「上尾市ギャラリー使用料減額・免除申請書」に、「次のとおり」を「[「]次のとおり[」]上尾市民ギャラリー
上尾市役所ギャラリー」に改め、

「課長」を削る。

第4号様式中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に、「上尾市民ギャラリー使用料還付申請書」を「上尾市ギャラリー使用料還付申請書」に、

「次のとおり」を「[「]次のとおり[」]上尾市民ギャラリー
上尾市役所ギャラリー」に改め、「課長」を

削り、同様式の次に次の1様式を加える。

上尾市ギャラリー利用報告書

報告日：平成 年 月 日

団体名 _____

申込者 _____

住 所 _____

TEL _____

上尾市ギャラリー管理規則第8条の規定により、次のとおり報告します。

会 場	市民ギャラリー ・ 市役所ギャラリー								
利用期間	年 月 日 ()			～			年 月 日 ()		
展 示 内 容	種 別 <small>(書・写真など)</small>								合 計
	出品者 の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
	出品数	点	点	点	点	点	点	点	点
入 場 者 数	月/日 <small>(曜日)</small>	/	/	/	/	/	/	/	合 計
	人 数	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	人
ご 意 見 ・ ご 感 想									

※開催案内・パンフレット等がありましたら1部添付してください。

※利用期間が終了しましたら速やかに生涯学習課に提出してください。

附 則

この規則は、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成25年上尾市条例第37号）の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。

提案理由

「上尾市民ギャラリー条例」（昭和58年上尾市条例第9号）の一部が改正されたことに伴い、題名の改正等、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。